

参考資料 1

平成 21 年 12 月 15 日 第 30 回
緊急時対応専門調査会資料

緊急時対応マニュアルの見直し方針―(案)―

1 理 由

消費者行政推進基本計画（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）等に基づき消費者庁が食品安全行政に関する司令塔機能を担うこととされた。更に、本年 9 月 1 日の消費者庁設置により緊急対策本部設置に係る業務が消費者庁に移管され、消費者庁を主体とした緊急対策本部設置に係る手続き等について、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」等が定められたことから、これら要綱等に基づく対応に整合を図るため、当該業務に係る緊急時対応マニュアルの見直しを行うこととする。

2 見直し内容

見直しは、次のとおり廃止及び改正を行う。（別添資料「緊急時対応マニュアルの見直しに係る 4 段表―(案)― 参照） →添付省略

- (1) 関係府省申合せ（「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等）について
 主な規定が食品安全委員会を主体とした緊急対策本部設置に係る手続きであることから、廃止する。
 なお、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」等が新たな根拠（傘）となる要綱等として整理する。
- (2) 食品安全委員会決定（「食品安全委員会緊急時対応基本指針」等）について
 食品安全委員会を主体とした緊急対策本部設置に係る手続きに係る記述を削除し、関係府省申合せ（「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等）に定められている「対象となる緊急事態等」など必要な記載内容を追加する。
 また、より簡潔なマニュアル構成にするため、「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」については、「食品安全委員会緊急時対応基本指針」の内容について不足なく追加し、「食品安全委員会緊急時対応指針（仮称）」として改正するとともに、「食品安全委員会緊急時対応基本指針」については、内容を「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に移行させたことから、廃止する。

〔緊急時対応マニュアルの見直し―(案)―〕

	消費者庁設置前	消費者庁設置後
関係府省申合せ (緊急対策本部設置に係る規定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱 ● 緊急対策本部設置要綱 ● 食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱 <p>(食品安全委員会とりまとめ)</p>	<p><廃止> 次の要綱等が新たな根拠（傘）となる要綱等として整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱 ● 緊急対策本部について ● 消費者安全情報総括官について ● 消費者安全情報総括官制度の運用に関する基本要綱 <p>(消費者庁とりまとめ)</p>
〔参考〕 食品安全委員会決定 (委員会の緊急時対応に係る規定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品安全委員会緊急時対応基本指針 ● 食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針 	<p><改正・廃止（統合）> より簡潔なマニュアル構成にするため、2 指針を一本化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品安全委員会緊急時対応指針―(仮称)―(案)

※●は、現存するもの。○は、今後策定するもの。